

# 仮想通貨と所得税

——採掘されたビットコインに所得税はかかるのか?——

伊藤 公 哉

## 《目次》

- 1 はじめに
- 2 仮想通貨の法的位置付け
- 3 アメリカ内国歳入庁によるガイダンスの紹介と分析
- 4 仮想通貨の本質と課税のあり方
- 5 わが国の租税法における仮想通貨の取扱いに関する考察
- 6 結語

## 1 はじめに

近年、ビットコイン (Bitcoin) をはじめとするインターネット上の仮想通貨が世界的に注目を集めている。ビットコインは、P2P技術を利用した分散型仮想通貨であり、発行主体が存在しないことが最大の特徴とされている<sup>1)</sup>。従来型の金融サービスにはない僅かな手数料で決済することのできる点が魅力で、国境を越えた送金手段としても利用されている。しかし、その一方でリスクの高さも指摘されており、利用にあたっては自己責任が強く求められている<sup>2)</sup>。2014年2月28日にはビットコインの取引所 (交換所) を運営する株式会社 MTGOX<sup>3)</sup> が、ビットコインの消失や預金残高の不足等を理由として東京地裁に民事再生手続開始を申立てたものの、同年4月16日に同申立てが棄却され、その後破産手続に移行したことは記憶に新しい<sup>4)</sup>。

- 
- 1) ビットコインに関する原著論文は、Satoshi Nakamoto, *Bitcoin: A peer-to-peer electronic cash system*, <https://bitcoin.org/bitcoin.pdf> (last visited Aug. 17, 2014). なお、このビットコインの開発者とされる者は正体不明である。わが国でビットコインの技術的な側面を紹介した論文として、岡田仁志「ビットコインの構造と制度的課題——分散型仮想通貨の提起する論点とは」情報処理55巻5号 (2014年) 440頁以下。
  - 2) 政府や中央銀行による信用の裏付けはないが、利用者らの間で価値があると信じられ取引されている。
  - 3) 「マウント・ゴックス」と報道されているが、正式な社名は株式会社 MTGOX (英名: MtGox Co., Ltd.)。
  - 4) 株式会社 MTGOX の破たんを受けビットコインの今後の規制の在り方について論じたものとして、渡邊雅之「ビットコイン規制のあり方」NBL1021号 (2014年) 7頁以下。また、アメリカにおける仮想通貨の法規制の現状を紹介し、わが国の法規制のあり方について考察した論文として、福田

本稿では、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引への所得税の課税について、先行しているアメリカ法を参考に、わが国におけるそのあり方を考察するものである。

## 2 仮想通貨の法的位置付け

ビットコインに代表される仮想通貨の税法上の取扱いについて考察するにあたり、その議論の出発点となるのは、仮想通貨が取引に利用または換金可能な「経済的に価値を有するという事実」である。

仮想通貨の税法上の取扱いは、仮想通貨の法律上の位置付けに多分に依存することとなるが、現在のところ必ずしも明確とはなっていない<sup>5)</sup>。ある取引の税法上の取扱いを決定するにあたっては、一般に、まずその取引の私法上の法律関係を明確にしたうえで、その課税関係が決定されることとなる。わが国におけるビットコインの税法上の取扱いに関する先行研究として、土屋雅一氏の論文「ビットコインと税務」は、ビットコインを著作権により保護された著作物にあたる可能性があるとし（また仮に著作物にあたらぬ場合の可能性も含め丹念に）、所得税法・法人税法・消費税法・相続税法・国税徴収法における取扱いを広範に考察されておられる<sup>6)</sup>。また、片岡義広弁護士は、ビットコインを電磁的記録として捉えたうえで、法人税・譲渡所得税・消費税について検討を行っておられる<sup>7)</sup>。なお、アメリカの研究者によるビットコインと課税の研究では、概ね、最初にビットコインが通貨に該当するかどうかの可能性が試みられ、次に（多少の検討範囲の違いはあるが）その他のカテゴリーの可能性が検討されるものの、消去法的な絞込みの末、最終的に残余のカテゴリーとして位置付けられる<sup>8)</sup>財産（property）として課税が行われるべきであるとするアプローチに収束しつつあるように思われる。

わが国における仮想通貨の法的位置付けについては、内閣が2014年3月7日に大久保勉参議院議員からのビットコインに関する質問主意書への答弁書<sup>9)</sup>を閣議決定し、そのなか

---

政之「ビットコインなど仮想通貨の米国における法規制の動向と日本法への示唆」NBL1027号（2014年）53頁以下。

5) わが国における仮想通貨の法的位置づけについては後述のとおりであるが、アメリカ議会図書館が2014年1月に日本を含む世界40の国・地域のビットコインに対する法的規制を纏めている。なお、日本についての記述は僅か3行で、ビットコインの利用を規制する法律は現時点で存在しない点と、2013年12月20日の黒田東彦日銀総裁による「ビットコインの調査研究はしているが、今の時点で何か具体的に申し上げることはない」とする記者会見でのコメントが紹介されているにすぎない。See Law library of Congress, *Regulation of Bitcoin in Selected Jurisdictions* (Jan. 2014) 14, available at <http://www.loc.gov/law/help/bitcoin-survey/regulation-of-bitcoin.pdf> (last visited Aug. 17, 2014).

6) 土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号（2014年）69頁以下。

7) 片岡義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情1998号（2014年）28頁以下。片岡弁護士は、仮想通貨を「あらかじめ定められた規範に基づき、この規範を承認する不特定の参加者によって管理し、使用される電磁的記録であって、それらの者の間で数量的単位を有する財産的価値を表象するもの」と定義付けている。

8) Lee A. Sheppard, *Busting the Bitcoin Myths*, 142 TAX NOTES 896, 898 (Mar. 3, 2014).

9) 内閣参質186第28号、平成26年3月7日。available at

で、ビットコインは通貨に該当せず、またビットコインを明確に位置付けている法律は存在しないとの見解を示している。また、自民党 I T 戦略特命委員会資金決済小委員会より 2014 年 6 月 19 日に公表された「ビットコインをはじめとする「価値記録」への対応に関する中間報告」<sup>10)</sup>は、仮想通貨を通貨でもなく物でもない新たな分類に属する「価値記録」（価値をもつ電磁的記録）として定義し<sup>11)</sup>、出資法（預り金規制）・銀行法（為替取引）・資金決済法・犯罪収益移転防止法といった既存法の適用外としている<sup>12)</sup>。そこで、わが国において、ビットコイン等の仮想通貨は、現状、流動的ではあるものの、その性質として「①通貨ではない、②事実上、経済的な価値をもつ」点は間違いないように思われる。本稿では、仮想通貨をこの 2 点（通貨ではないが、経済的な価値はある）の性質をもつ「価値記録」として捉えたうえで、その税法上の取扱い（所得税）について詳細に考察することとする<sup>13)</sup>。

### 3 アメリカ内国歳入庁によるガイダンスの紹介と分析

ビットコインをはじめとする仮想通貨については、アメリカにおいて活発な調査研究が進んでおり、またその税法上の取扱いについて、世界最大の経済大国でありまたシリコンバレー（I T 企業の一大拠点）を擁するアメリカの政府動向が今後他国に与える影響も大きいと思われるので、ここで紹介し分析を行うこととする。

#### 3.1 アメリカ連邦税法での仮想通貨の位置付け

アメリカ合衆国の内国歳入庁（わが国の国税庁に相当）<sup>14)</sup>は、2014 年 3 月 25 日、ビットコインをはじめとする仮想通貨を用いた取引に現行の租税法が如何に適用されるかについて、16 問のよくある質問（F A Q）に回答する形式で解説をしたガイダンスを公表した<sup>15)</sup>。なお、このガイダンスでは、納税者の機能通貨<sup>16)</sup>は米国ドルであり、納税者は現金主義<sup>17)</sup>を採用していることを前提としている<sup>18)</sup>。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186028.htm> (last visited Aug. 17, 2014).

10) 自民党 I T 戦略特命委員会資金決済小委員会「ビットコインをはじめとする「価値記録」への対応に関する中間報告」（2014 年 6 月 19 日）。available at

<http://fukuroh.air-nifty.com/katsudou/files/kachikiroku20140619.pptx> (last visited Aug. 17, 2014).

11) 自民党・前掲註(10)3 頁。「これまで「仮想通貨」、「暗号通貨」と呼ばれていたものを、通貨でもなく物でもない、「価値記録」として新たな分類に属するものと定義」。

12) 自民党・前掲註(10)6 頁。「「価値記録」のような新しい概念に対し、既存法は適用外とする。また、現在の僅少な流通量、自己責任の原則の徹底を考慮すると、現時点での立法は行わない」。

13) 本稿は、所得税にのみ焦点をあて詳細に考察することとする。

14) Internal Revenue Service (I.R.S.).

15) I.R.S. Notice 2014-21, 2014-16 I.R.B. 938. なお、この内国歳入庁のガイダンスは、法令とは異なり裁判所を拘束するものではない。

16) 企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨。See e.g. ASC 830-10-45-2.

17) Cash receipts and disbursements method, See I.R.C. § 446(c) (1).

18) I.R.S. Notice 2014-21 § 3.

内国歳入庁は、このガイダンスで、まず、仮想通貨を「財または役務に対する支払いのために用いられるか、または投資目的で保有される可能性のあるものとして承知している」<sup>19)</sup>との見解を示している。

そのうえで、FAQの第1問として、仮想通貨の連邦税法上の取扱いについて、(通貨ではなく)「財産 (property)」として扱うことと明記する<sup>20)</sup>。FAQの第2問以降の内容は、一般的な財産の取引に対して適用される連邦税法上の取扱いを解説しているに過ぎない。具体的には、以下のとおりである<sup>21)</sup>。

### 3. 2 取引の対価を仮想通貨で受領した場合

納税者が顧客に提供した役務等の対価を仮想通貨で受領した場合には、その受領した時点における仮想通貨の公正市場価値 (fair market value) を米国ドルで評価し、納税者の総所得の計算に算入することと説明されている<sup>22)</sup>。つまり、通貨の代わりとして受領された仮想通貨は、いわば時価で課税されることとなるのである<sup>23)</sup>。そして、このようにして納税者が取得した仮想通貨の税務基準額 (basis) は、一般にその受領時点における仮想通貨の公正市場価値であり<sup>24)</sup>、つまり納税者の総所得に算入され課税されることとなった金額と一致する<sup>25)</sup>。

ここで、アメリカにおける「通貨を介さない取引 (barter transaction)」に対する課税の歴史経緯について簡潔に顧みることにしたい。アメリカではその建国以来、弁護士がクライアントに法律サービスを提供してその報酬を役務等の形態で受入れる通貨を介さない取引 (いわゆる物々交換) が伝統的に行われてきた<sup>26)</sup>。さらに1960年代から70年代にかけて租税を逃れる手段としても通貨を介さない取引が流行した<sup>27)</sup>。この通貨を介さない取引は、1980年代から90年代にかけてそれが急増したことに対応して発展した法解釈及び司法判断によるルールと原則により、課税されることとなる<sup>28)</sup>。すなわち、納税者が提供した

19) *Id.* at §2 (Background).

20) *Id.* at §4 A-1.

21) この他にも自営業者税や情報申告等のテクニカルな内容が記載されているが、紙面の都合により、本稿では触れないこととする。

22) I.R.S. Notice 2014-21 §4 A-3; *See also* I.R.C. §81; Treas. Reg. §1.61-2(d)(1).

23) 納税者は、本来、提供した役務等の対価を現金 (法定通貨) で受取ることが一般的である。そして、対価を現金で受領したならば、その時点で課税されることとなる。あえて仮想通貨という財産の形態で受入れることを納税者が認めたのであるならば、それは、より一般的な取引の形態であるところの現金で対価を受取り、その現金を使って財産を取得したと捉える。このような取扱いにより、公平な税負担が保たれることとなる。

24) I.R.S. Notice 2014-21 §4 A-4; *See also* I.R.C. §1012.

25) 後に、納税者が仮想通貨を売却 (現実の通貨に換金) する際、その所得計算で税務基準額は控除されることとなり、二重課税は回避されることになる。

26) *See generally* Vicki Quade, *Lawyers Find Market for Bartering Services*, 68 A. B. A. J. 409 (Apr. 1982).

27) Howard Wiener et al., *Chomping at the Bit: U.S. Federal Income Taxation of Bitcoin Transactions*, 73 TAX NOTES INTL 353, 359 (Jan. 27, 2014).

役務等と引き換えに、現物財産の受領または役務の提供を受けた場合には、それを公正市場価額で評価し総所得に算入しなければならないとされた<sup>29)</sup>。つまり、取得財産の時価および提供を受けた役務の時価で課税されることとなったのである。このように、アメリカでは、公平な税負担を保つ目的で、通貨を介さない取引に対しての課税の原則が発展してきた歴史がある。

### 3. 3 仮想通貨を現実の通貨等と交換した場合

次に、納税者が、仮想通貨を現実の通貨（米国ドル）またはその他の財産と交換した場合には、取得財産の公正市場価額のうち譲渡された仮想通貨の税務基準額を超過する部分について、所得税が課されることが説明されている<sup>30)</sup>。なお、その際の損益の税法上の属性は、通常の場合、仮想通貨がその納税者にとって資本資産（キャピタル資産）であるか否かに依存するとされる<sup>31)</sup>。そこで、投資目的で仮想通貨を保有する場合には資本資産に該当し、さらにこの資産を1年をこえて保有して売却または交換をした際には、長期の資本利得（キャピタルゲイン）として税法上で一般的に有利な取扱いを受けることとなる<sup>32)</sup>。この内容は、仮想通貨を投資目的で保有し売却または交換した場合はもちろんのこと、仮想通貨を取引の決済目的で使用するために相手に支払った（売却または交換した）場合にも適用される。

### 3. 4 仮想通貨を採掘（マイニング）により取得した場合

内国歳入庁のガイダンスには、納税者が仮想通貨を「採掘（マイニング）」した場合の取扱いについても明記されている。すなわち、その仮想通貨を取得した時点でその公正市場価額を総所得に算入しなければならない（つまり課税されることとなる）とする<sup>33)</sup>。

包括的所得概念の立場を採るアメリカ租税法（連邦税法）は、原則として、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず（from whatever source derived）所得に対して課税する旨を定めている<sup>34)</sup>。そこで、通貨（金銭）の形態のみならず、財産や役務の形態であっ

28) *Id.*

29) Treas. Reg. § 1.61-2(d)(1); Rev. Rul. 79-24, 1979-1 C.B. 60.

30) I.R.S. Notice 2014-21 § 4 A-6; *See also* I.R.C. § 1001. これとは反対に、仮想通貨を現金あるいはその他の財産と交換した際に受領した財産の公正市場価額が仮想通貨の税務基準額を下回る場合には、その差額は損失となる。

31) I.R.S. Notice 2014-21 § 4 A-7; *See also* I.R.C. §§ 64, 65; I.R.C. §§ 1221, 1222. なお、内国歳入法典では、資本損益（キャピタルゲインまたはキャピタルロス）を生じさせる資本資産（キャピタル資産）を、消去法的に定義している。一般に、株式などの投資目的で保有される資産は資本資産であり、その売却・交換からは資本損益が生じることとなる。アメリカ連邦税法における資本損益の取扱いの詳細については、拙書『アメリカ連邦税法（第5版）』（中央経済社、2013年）124頁以下。

32) 非法人納税者の場合、長期資本利得には、通常所得の税率よりも低い軽減税率が適用される。*See* I.R.C. § 1(h).

33) I.R.S. Notice 2014-21 § 4 A-8.

34) I.R.C. § 61(a).



でも実現されたものは課税対象の所得であるとされる<sup>35)</sup>。

### 3. 5 年度帰属（課税時期）について

仮想通貨を採掘（マイニング）により取得した場合の課税時期（年度帰属）は、ビットコインがこの世に登場するよりも前から存在するRMT<sup>36)</sup>（オンラインゲーム上のアイテムや仮想通貨などを現実の通貨で取引すること）の税法上の取扱いとは異なる点に留意を要する。すなわち、オンラインゲーム上で種々のアイテムが生成されたとしても、それを他人に売却するなどしない限り、所得税は課されない<sup>37)</sup>。

アメリカ連邦税法において、所得税の課税は、*Glenshaw Glass* 事件の連邦最高裁判所判例<sup>38)</sup>で判示された3要件<sup>39)</sup>、すなわち、①疑いのない富の増加（undeniable accessions to wealth）、②明白に実現されていること（clearly realized）、③納税者による完全な支配（complete dominion）<sup>40)</sup>が満たされることで正当化される。そこで、オンラインゲーム上のアイテムであったとしても、それを他人に売却し、現実の通貨を受領したのであれば、その現実の通貨の受領により富（純資産）は疑いなく増加し、売却により明白に実現されており、また現実の通貨を所有している状態にあるから、包括的所得概念のもとで課税は正当化されることとなる。しかし、たとえそのアイテムがいわゆるゲームオタクの間で価値のあるものであったとしても、売却せずに単に自己で楽しんでいるだけであるならば、所得は実現されておらず、またそのアイテムを完全に支配している状態とは言えない（一般に規約の存在によりゲーム会社・運営企業等との契約上の制約を受ける）ため、課税は行わない<sup>41)</sup>。

他方で、ビットコインをはじめとする仮想通貨は、そもそも現実の世界での支払または換金されることを目的に設計され実際にそれを行うことのできる経済的な価値のある財産のため、それを入手したならば富の増加となる。採掘で価値がある財産を手に入れたならば実現されており<sup>42)</sup>、またビットコインにはそもそも発行主体が存在せず何らの制約も存

35) Treas. Reg. §1.61-1(a).

36) Real Money Trade の略。なお、RMTはわが国でも1998年末には既に散見されていた。

37) 米国会計検査院（United States Government Accountability Office）が2013年5月に上院金融委員会に提出した報告書のなかで、仮想通貨・仮想商品等の関係性について、①閉鎖型（closed-flow）、②混合型（hybrid）、③開放型（open-flow）の3種類に区分して課税の可能性を分析している。See U.S. GOV'T ACCOUNTABILITY OFFICE, GAO-13-516, VIRTUAL ECONOMIES AND CURRENCIES: ADDITIONAL IRS GUIDANCE COULD REDUCE TAX COMPLIANCE RISKS (2013). なお、同報告書は、米国会計検査院が内国歳入庁に対して、仮想通貨の取引に関する納税申告書の提出義務の情報を（ウェブサイトに掲示するなどの低コストの方法で）納税者に提供すべきことを勧告したものである。

38) *Comm'r v. Glenshaw Glass Co.*, 348 U.S. 426 (1955).

39) *Id.* at 431.

40) 納税者が資産を保有し続けることができるという点が担保されていること。

41) また、単にゲームで遊んだだけで所得税が課されるというのは一般の社会通念からも著しく逸脱するし、担税力を見出すこともできない。

42) ここでは、仮想通貨が、現実の世界での支払または換金されることを目的に設計され実際にそれを

在しないことから採掘時点でビットコインを完全に支配している状態となる<sup>43)</sup>。

くり返しになるが、この仮想通貨についてのガイダンスの内容は、単に一般的な財産の取引について適用される連邦税法上の取扱いを説明しているに過ぎない。換言すると、仮想通貨のための特別な内容（交換・決済機能の側面での配慮）は含まれていない。確定申告の期限<sup>44)</sup>直前に発遣されたガイダンスであったが、アメリカの租税専門家にとっては総論として大方予想の範囲内であり<sup>45)</sup>、その意味で保守的な内容であるといえる。

### 3. 6 機能通貨として機能しない懸念

サンディエゴ大学の Fleischer 教授<sup>46)</sup>は、内国歳入庁のガイダンスは、仮想通貨の正しい税法上の取扱いに帰着するが、仮想通貨が機能通貨となることを許す余地または便宜をそれほど残していないのではないかという<sup>47)</sup>。確かに、仮想通貨を用いて商品を購入する取引（仮想通貨を決済目的で使用）に、内国歳入庁のガイダンスをあてはめると違和感があるかもしれない。つまり、決済目的で仮想通貨を利用する際、税法上では、消費者は仮想通貨という「財産」を交換により手放すこととなるため、損益認識が必要とされる。たとえば、以前に\$1で入手した仮想通貨1単位が、その後価値が高まり（仮想通貨1単位の価値が\$5となった）、ある小売店で\$5の商品の購入のために使用された場合、消費者は仮想通貨という財産に対する投資から\$4の利得が実現されたこととなり所得認識が必要とされる（消費者に所得税が課されることとなる）。この取引は、アメリカ連邦税法において次のように解釈される<sup>48)</sup>。納税者は仮想通貨という財産に\$1を投資し（そこで仮想通貨の税務基準額は\$1となる<sup>49)</sup>）、その後、納税者は、この仮想通貨という財産と、小売店の\$5の商品という財産を交換したこととなる。つまり、仮想通貨を用いて\$5の支払いを行う（決済する）行為は、アメリカ連邦税法上では、納税者による仮想通貨という財産に対する投資が清算されたものとして、取得財産（商品）の時価\$5から<sup>50)</sup>、譲渡財産

---

行うことができる事実上「価値のある財産」であることを評価して、それ（価値のある財産である仮想通貨）を取得することで実現されていると解している。ところで、たとえば容易に採掘可能な新興勢力の仮想通貨は本当に価値がある財産といえるかどうかという点、実態は疑義があるかもしれない。そこで、採掘時点では実現されておらず、オンラインゲーム上のアイテムと同様に現実の通貨等に交換した際に実現されるとする保守的な見方もあるかもしれない。しかし、納税者は、利益を得られるという確信があるからこそ自らの自由な意思で採掘を行っているのであり、それをあえて否定する必要性はないだろう。

43) Aleksandra Bal, *Stateless Virtual Money in the Tax System*, 53 EUR. TAXN 351, 355 (July 2013).

44) アメリカ連邦所得税の納税申告書の提出期限は原則として翌年の4月15日（暦年課税年度の場合）。See I.R.C. § 6072(a).

45) 実務の見地で各論に亘る更なる情報を必要とする声はある。See e.g. William R. Davis, *ABA Meeting: Questions Remain on Whether Virtual Currency is a Commodity*, TAX NOTES TODAY (May 13, 2014).

46) Victor Fleischer, professor of Law, School of Law, University of San Diego.

47) Eric Kroh, *More guidance sought on Bitcoin and other virtual currencies*, TAX NOTES TODAY (Apr. 4, 2014).

48) アメリカ連邦税法における資産取引の一連の取扱いについては、拙書・前掲註(31)の第II章で詳述。

49) I.R.C. § 1012(a).

(仮想通貨)の税務基準額(仮想通貨という財産に対する投資残高)\$1を控除した差額である\$4の利得が実現され<sup>51)</sup>、認識する<sup>52)</sup>(所得として課税される)こととなるのである。本来、このような発想は、投資目的で保有される財産についてあてはまりがよい。たとえば、納税者が\$1を金融資産(株式など)に投資し、その後、その金融資産の市場価格が\$5に上昇したため、これを\$5で売却した場合、売却時に差額\$4の利得(キャピタルゲイン)を認識することとなる。仮想通貨を税法上で(通貨としてではなく)財産として扱うということは、たとえそれが決済目的で譲渡される場合であっても、保有中に生じた損益が実現されることとなるのである。

### 3.7 「通貨ではない」の意味すること

仮想通貨が投資目的で保有される可能性があると考えられたことから、仮想通貨は、税法上で通貨ではなく、「財産(property)」として捉えられることとなった。この「通貨ではない」という捉え方により、仮想通貨を譲渡(換金や店舗での支払いに使用等)の際に、税法上で、損益を認識する必要がある。

包括的所得概念(純資産増加説による)のもとでは、納税者の一定期間の純資産の増加を所得と捉える。ここで、純資産は、資産と負債の差額であるから、仮想通貨という財産の値上がり益は、資産および純資産の増加として所得を構成する。

そこで、仮想通貨を税法上で財産と位置付けたことにより、仮想通貨を譲渡(売却(換金)・交換)した際には、税法上での損益認識が必要とされるのである。仮に、「通貨」であるとされたならば、その通貨の使用により損益が生じることはない。

## 4 仮想通貨の本質と課税のあり方

### 4.1 通貨の機能

通貨は、経済学的には一般に、①価値尺度(価値を表すことができること)、②交換媒介(決済に使用できること)、③価値貯蔵(価値を貯蔵できること)の3つの機能を備えている。先進国の現実の通貨(米国ドルや日本円)が、これらの機能のすべてを完璧といっても過言ではないほどの非常に高いレベルで満たしているのに対して、仮想通貨は(たとえ最大規模のビットコインであっても)明らかに劣っている。そもそも、現実の通貨制度を利用することなしに、仮想通貨を単独で利用できるとは考えにくい。まず、仮想通貨の価値尺度の機能は、現実の通貨の価値尺度をいわば2次的に利用しているにすぎない<sup>53)</sup>。

50) 実現総額(amount realized)。See I.R.C. §1001(b)。現金の他に財産を受領した場合には、その受領した財産の公正市場価値を加える。See also Treas. Reg. §1.1001-2 (discharge of liabilities); *Comm'r v. Bruun* 309 U.S. 461, 469 (1940)。

51) 実現利得(gain realized)。See I.R.C. §1001(a)。

52) 認識利得(gain recognized)。See I.R.C. §1001(c)。

53) たとえば、仮想通貨が利用できる飲食店のメニューには現実の通貨で価格が表示されており、会計での支払いの際に仮想通貨に「換算」して支払いができる仕組みである。



また、後述する「ビットコインを投資目的・投機目的で保有し続けるインセンティブ」の存在は、仮想通貨の価格形成の不安定要因であり、現に仮想通貨の相場は乱高下していることから、価値尺度としての機能には重大な欠陥があるといえる。次に、交換媒介機能も、現状は限定的であるように思われる。なぜならば、ビットコインの取引の確定には、その設計上、平均して10分間を必要とする仕組みであるが、実際の店舗での会計で10分以上待たされるようでは使いづらい<sup>54)</sup>。むしろ、即時決済が必要とされないオンライン上での取引や、身元確認のとれている会員制の取引に向いているのではなかろうか<sup>55)</sup>。価値貯蔵機能は、本来、交換媒介機能の程度と正の相関関係にあるように思われる。つまり、使い勝手の良い通貨の価値は高く、使い勝手の悪い通貨の価値は相対的に低くなるという具合である。その意味で、用途が限られている（使い勝手の悪い）仮想通貨は、本来、敬遠されるはずである。

#### 4. 2 投資目的での需要

実際の仮想通貨の価格は、市場における需要と供給で決まるため投資目的の資金の流入により大きく左右されることとなる。仮想通貨の利用者が増加し多くの人から価値が見出されるようになると、取引所には値上がり益の追求を目的とした投資資金が流入するようになる。ビットコインの場合、キプロスの財政危機を発端に、その保有目的が投資目的へと大きく変容した。そこで、プライベート・エクイティやベンチャーキャピタリストは活発に行われているビットコイン取引を投資機会として捉え、仮想通貨への投資戦略を検討するようになったとされる<sup>56)</sup>。たとえば、オルタナティブ投資の場として、*SecondMarket*<sup>57)</sup>が富裕層や機関投資家などの適格投資家 (accredited investor)<sup>58)</sup> 向けに *Bitcoin Investment Trust* というビットコイン投資のための金融商品を販売している。

#### 4. 3 仮想通貨の本質と課税のあり方

ビットコインは、その供給量の非弾力的な性質から交換媒介としての機能が損なわれる可能性があるとする指摘がある<sup>59)</sup>。つまり、ビットコインを投資目的・投機目的で保有し続けるインセンティブは、交換媒介としての機能を凌ぐというのである。なぜならば、ビッ

---

54) 手数料はかかるものの、消費者の支払いを保証する金融会社を取引に介在させるなどの一応の解決策はある。

55) ビットコインは、会員制のオンラインカジノでよく利用されているというが、理に適うように思われる。

56) Mindi Lowy & Miriam Abraham, *Taxation of Virtual Currency*, 141 TAX NOTES 649, 650 (Nov. 11, 2013).

57) オンライン上で未公開株などのプライベート・エクイティ売買を手掛ける。ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) 大手のフェイスブック社が2012年にIPOするまでの間、同社株を取引するための場として知られていた。

58) 17 CFR 230.501.

59) Howard Wiener et al., *Supra* note 27, at 360.

トコインの供給量が制限されているなかで、より多くの財・役務がその限られたビットコインで取引されるようになるならば、新たな財・役務の供給量の増加はビットコインの供給量の増加を上回ることとなり、デフレーション効果（ビットコインの価値の上昇、つまり購買力増加）を生じさせ、人々にビットコインの使用を遅らせるように仕向けるからである<sup>60)</sup>。

さらに、ボストン大学の Williams 講師<sup>61)</sup>は、2014年4月2日、下院中小企業委員会でのビットコインのリスクに関する陳述のなかで、内国歳入庁によるビットコインを通貨としてではなく財産として課税することとした決定は、低い税務基準額のビットコインを保有する投資者に対して、ビットコインを決済目的で使用するよりも、使用せずに保有し続けることのインセンティブを与えるものであると証言している<sup>62)</sup>。すなわち、たとえば過去に\$250で取得したビットコインが現在\$500で取引されていて、さらにそれを決済目的で使用することで追加的に課税されるとするならば、ビットコインを決済目的で使用するモチベーションはわからないという<sup>63)</sup>。ビットコインの保有者にとって、この内国歳入庁の決定は、決済目的でのビットコインの使用のインセンティブを減じることとなり、取引量の減少から市場での流動性および価格の安定性を損なうこととなるという<sup>64)</sup>。この内国歳入庁の決定前ですら仮想通貨の多くが退蔵されており、この内国歳入庁による決定が退蔵をさらに増やすことは現実味がある。このような財産をその保有者の手に封じ込める効果(lock-in effect)は、仮想通貨が「財産」として扱われることから生じる問題であり、実現主義の下での資本利得(キャピタルゲイン)課税の一般的な問題点として知られている。

このように考えると、ビットコインをはじめとする仮想通貨は、現状、実際の消費に使える場面が限定的な状況のなかで、決済目的というよりも、投資目的・投機目的で保有されているという印象が強い(つまり、仮想通貨で「儲けよう」と考える人がいる)<sup>65)</sup>。そこで、内国歳入庁のガイダンスは、仮想通貨には投資目的の側面が強いため、それに適した「財産」としての取扱いが必要と判断されたものと解することができよう。

---

60) Howard wiener et al., *Supra* note 27, at 360 n.75.

61) Mark Williams, Executive-in-Residence, Master Lecturer, Boston University School of Management.

62) *Bitcoin: Examining the Benefits and Risks for Small Business: Hearing Before the Comm. on Small Business*, 113th Cong. 4 (2014) [hereinafter *Hearing*] (statement of Mark Williams).

63) *Id.* at 15-16.

64) *Id.* at 16.

65) そもそも、なぜビットコインの開発者の正体が依然として不明であるかは、非常に興味深い。穿った見方として、開発者は相当量のビットコインを保有していると思われるが、ビットコインには発行主体が存在しないことからその価値は他のユーザーにより受け入れられるという期待に依存することとなる。つまり、より多くのユーザーから支持されることにより、その価値は高まり、開発者は巨万の富を手にすることとなろう。しかし、それが表沙汰になり、一般のユーザーが開発者の利益のために「利用されている」、すなわち面白くないと感じるようになったならば、ユーザーからの支持を失い価値が下がるかもしれない(そもそもビットコインには発行主体すら存在せず、政府や中央銀行による信用の裏付けもないのである)。そこで、開発者は、自らの富を最大化する投資目的の観点から、正体を明かさない方が賢明と考えているのであろう。

#### 4. 4 仮想通貨の可能性

ビットコインをはじめとする仮想通貨は、新たなビジネスを創造し、雇用を増大させる可能性を秘めているのではないかとする前向きな見方もあるだろう。ところで、(前述の) Williams 講師は、中小企業がビットコインを利用する理由として、次の2点を挙げている<sup>66)</sup>。第1に匿名性を利用した違法行為の需要があるという。2013年にFBI(米国連邦捜査局)により摘発されたオンライン闇市“Silk Road”では、麻薬などの違法な薬物が販売され、その多くでビットコインが決済に用いられていたとされる。第2に、合法的な目的として、ビットコインの対応を始めることで、市場での露出、たとえばメディアの注目を集めることが可能になるという。つまり、ビットコインを扱うことは、無料の広告とブランドの認知度向上につながる。また取引コストの削減と新規顧客の獲得につながるかもしれない。そこで、仮想通貨を合法ビジネスの決済目的で利用する健全な方向に育むことができるならば、社会の利益にもつながることだろう。

#### 5 わが国の租税法における仮想通貨の取扱いに関する考察

所得税の課税物件は、個人の所得である<sup>67)</sup>。ここで「所得」は、租税法の固有概念であり、「経済上の利得を意味するから、ある利得が所得であるかどうかは、その利得の原因をなす行為や事実の法的評価はなされて、実現した経済的成果に即して判定すべき」<sup>68)</sup>とされている。

今日のわが国の所得税法では、その解釈として、包括的所得概念が採用されており、人の担税力を増加させる経済的利得は、その源泉、形式、合法性の有無にかかわらず、すべて所得を構成すると解されている<sup>69)</sup>。仮に、「私法上無効であっても、それが現実に利得者の管理支配のもとに入っている場合には、課税の対象となると解すべき」<sup>70)</sup>とされている。そこで、仮想通貨を「価値記録」と捉えた場合においても、その取引から得られた経済的な利得は、非課税とする趣旨の規定がない限り、所得税の課税対象となり得ると解される。

そのうえで、わが国の所得税法においては、所得を担税力の違いに着目して、その源泉ないし性質により10種類に分類し、それぞれの態様に応じた取扱いが規定されている。すなわち、所得税額の計算にあつては、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算することとなる<sup>71)</sup>。

66) *Hearing, supra* note 62, at 25-26.

67) 金子宏『租税法(第19版)』(弘文堂, 2014年) 117頁。

68) 金子・前掲註(67) 117頁。

69) 金子・前掲註(67) 179頁。

70) 金子・前掲註(67) 180頁。

71) 所得税法21条1項1号。

### 5. 1 営利を目的として継続的に行なわれる仮想通貨の譲渡

所得税法は、「営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」は、譲渡所得に含まれないものと定めている<sup>72)</sup>。そこで、個人による営利を目的として継続的に行なわれる仮想通貨の譲渡から生ずる所得は、事業所得または雑所得に該当することとなる。

ところで、事業所得の計算上の損失は、他の所得（給与所得等）との損益通算が可能であるが、雑所得の計算上の損失は、他の所得と損益通算することができない<sup>73)</sup>。また、事業所得は青色申告等税制上の優遇措置の適用を受けることができるため<sup>74)</sup>、事業所得と雑所得の分類は、納税者にとって極めて重大となる場合がある。

事業所得とは、所得税法の規定によれば、「農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く）」のことである<sup>75)</sup>。ここで、「政令で定めるもの」として、所得税法施行令63条は、1号乃至11号で農業、林業及び狩猟業、漁業及び水産養殖業（……）と具体的な業種を列挙し、同条12号で、「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行う事業」と規定をしている。仮想通貨の取引は、同条1号乃至11号の各業種には該当しないように思われるため、「対価を得て継続的に行う事業」に該当するかどうかの判定が必要とされる<sup>76)</sup>。なお、ここでいう事業には、法令により禁止される事業も含まれると解されている<sup>77)</sup>。

72) 所得税法33条2項1号。

73) 所得税法69条1項。

74) 所得税法143条。

75) 所得税法27条1項。

76) 外国為替証拠金取引（FX取引）に係る所得が雑所得に該当するとした国税不服審判所の裁決は、「ある経済的行為が対価を得て継続的に行う事業に該当するか否かは、当該経済的行為の営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無のほかに事業としての社会的客観性の有無が問題とされるべきであり、この観点からは、当該経済的行為の種類、自己の役割、人的・物的設備の有無、資金の調達方法、費やした精神的・肉体的労力の程度、その者の職業・社会的地位などの諸点を検討する必要がある。さらに、一定の経済的行為が反復・継続して行われることによって事業として社会的客観性が認められるためには、相当程度安定した収益を得られる可能性がなければならないと解するのが相当である」との立場を示している（国税不服審判所平成22年2月16日裁決事例集79集229頁）。この社会的客観性・相当程度安定した収益を得られる可能性を採用する事業性の判断枠組みは、株式の信用取引による損失の性質（非事業性）に倣ったものといえよう（最判昭和53年10月31日訟月25巻3号889頁）。なお、最高裁は、弁護士の顧問料が事業所得と給与所得のいずれに該当するかの判断にあたり、判断の一応の基準として、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と判示している（最判昭和56年4月24日民集35巻3号672頁）。つまり、事業所得を生ずる事業は、一般社会通念で事業と認められるものでなければならず、社会的客観性というファクターと通して判定されている。

77) 金子・前掲註(67)215頁。



## 5. 2 投資目的で保有する仮想通貨の譲渡

次に、個人が投資目的で保有する仮想通貨を現実の通貨（日本円）に換金した際に生ずる利得は、譲渡所得に該当するように思われる。わが国の所得税法において、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう<sup>78)</sup>。ここで、「資産」とは、「譲渡性のある財産権をすべて含む概念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれる」<sup>79)</sup>と解されているから、仮想通貨は資産に含まれるといえよう<sup>80)</sup>。そこで、投資目的の仮想通貨の譲渡による所得は、譲渡所得となる（なお、仮に仮想通貨が租税法でいう「資産」でないとするならば、その譲渡による所得は雑所得<sup>81)</sup>となるだろう<sup>82)</sup>）。

ここで、投資目的で保有する仮想通貨の譲渡による所得を譲渡所得に分類することの妥当性について検討する。わが国の租税法において、資産の譲渡による所得の分類については、一般論として、「所有者の意思によらない外部的条件の変化に起因する資産価値の増

78) 所得税法33条1項。ただし、たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得、そのほか山林の伐採又は譲渡による所得は、譲渡所得から除かれている（同条2項、所得税法施行令81条）。

79) 金子・前掲註(67)231頁。なお、単なる価値記録であるところの仮想通貨が財産権といえるかどうかはあやしいように思われるかもしれない。しかし、租税法において、この譲渡所得となる「資産」の概念は、一種の固有概念であると解されているから、租税法独自の見地から仮想通貨を「資産」と定義することは可能である。

80) 現に市場が存在し容易に換金することができるという点で財産権と同等の性質を有する。また、所得税基本通達33-1（譲渡所得の基因となる資産の範囲）は、「譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる」とある。仮想通貨が経済的な価値を有するという事実を考慮すれば、事実上の権利として資産であるといえよう。

81) 所得税法35条。雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう（同条1項）。雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と、その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額である（同条2項）。

82) 万一、仮想通貨への投資が「博打」と捉えられた場合には、一時所得とみる余地もでてこよう（そのようなことはないと思いたい。インターネット上の仮想通貨の取引そのものがオンラインカジノ的な状態であるという現時点では非常識な見方である）。なお、一時所得とは、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」（所得税法34条1項）。たとえば、競馬や競輪の払戻金は、一般的に、一時所得に該当する（所得税基本通達34-1）。一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額である（所得税法34条2項乃至3項）。また、一時所得は総合課税の対象であるが、担税力が低いことへの配慮から、その2分の1のみが課税の対象とされている（所得税法22条2項2号）。



加は、譲渡所得にあたり、所有者の人的努力と活動に起因する資産価値の増加は、事業所得や雑所得にあたる<sup>83)</sup>とされている。これは、譲渡所得の本質が、キャピタルゲイン(資本利得)、すなわち外的要因による保有資産の価値の増加益として捉えられていることによるものである。そこで、個人がビットコイン等の仮想通貨を「採掘」したことで稼得された所得は、事業所得または雑所得に該当することになると思われ、他方で、投資目的で保有された仮想通貨の価格変動に伴う所得は、外的要因による価値の増加益といえるから、譲渡所得として取扱うのが適切であろう。

よって、投資目的による仮想通貨の譲渡から得られた所得<sup>84)</sup>は、所得税法上の資産の譲渡による所得として、譲渡所得<sup>85)</sup>として取扱うべきと考えられる<sup>86)</sup>。

### 5. 3 仮想通貨の採掘(マイニング)と年度帰属

ビットコインをはじめとする仮想通貨が、個人により「採掘」された場合に<sup>87)</sup>、(アメリカ連邦税法のように)その採掘時点で課税を行うべきかどうかが問題となる。

わが国の所得税法は、所得の年度帰属について、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする<sup>88)</sup>」と定めている。なお、収入すべき「金額」というと、金銭(通貨)で収入があった場合のみを対象とするようにきこえるかもしれないが、収入すべき金額について「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額<sup>89)</sup>」と規定されている。つまり、経済的な利益についてはその価額(時価)が収入すべき金額として課税の対象とされる。

さて、ここで「収入すべき金額」とは、「収入すべき権利の確定した金額」のことであり、すなわち、所得の年度帰属については、原則として権利確定主義が妥当するものと解されている<sup>90)</sup>。しかし、「採掘」された仮想通貨が「価値記録」であるとする、権利の確定という法的基準では必ずしも上手く説明ができないかもしれない。その場合、この権利確定主義を補完する基準である、いわゆる管理支配基準<sup>91)</sup>を用いることとなろう。そこ

83) 金子・前掲註(67)236頁。

84) 現実の通貨に換金した場合のみならず、ある仮想通貨を別の種類の仮想通貨に交換する場合を含む(わが国において、資産の譲渡とは「有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいうものと解すべき」とされている(最判昭和50年5月27日民集29巻5号641頁))。

85) 譲渡された資産の保有期間が5年間をこえている場合には長期譲渡所得としてその2分の1のみが課税の対象とされる(所得税法22条2項2号、33条3項)。

86) 所得の年度帰属については、譲渡時点とすべきである。

87) 仮想通貨の代表格であるビットコインの採掘は、もはや個人規模では難しい(採算に合わない)とも言われている。しかし、ビットコインの他にも種々の仮想通貨が存在しており、新興勢力の仮想通貨であれば個人規模でも採掘可能であり、これを取引所でビットコインやその他の仮想通貨、現実の通貨(法貨)に交換することが可能である。

88) 所得税法36条1項。

89) 所得税法36条1項括弧書。

90) 金子・前掲註(67)270頁。

91) 金子・前掲註(67)272頁。利得が納税者のコントロールのもとに入ったときに所得を認識する。もつ

で、第3章で行ったアメリカ法の検討を参考に、わが国の租税法であらためて考察を行うこととする。ビットコインをはじめとする仮想通貨は、そもそも現実の世界での支払または換金されることを目的に設計され実際にそれを行うことのできる経済的に価値がある財産であり（この経済的な価値に関する点は日本でもアメリカでも同じである）、これが採掘に成功した納税者の手もとに流入した時点で、何の制約なく自由に使う（ショッピングの決済や日本円への換金など）ことができるようになる。そこで、仮想通貨の採掘に成功した時点で、納税者のコントロールのもとに入ったと考えることができよう。つまり、管理支配基準を用いれば、採掘の成功時点で課税すべきということになる。これは、「仮想通貨は、経済的に価値がある」という事実から導かれる帰結といえよう。換言すれば、仮想通貨にそれほどの経済的な価値がないとするならば、オンラインゲーム上のアイテムの生成と同様に、それを現実の通貨等に交換（換金）するまで（所得は実現されていないと考えられるため）課税は繰延べられるべきということになる。

わが国が包括的所得概念を採り入れている以上、「仮想通貨に経済的な価値がある」と考えるならば、その経済的な価値が流入した時点で課税すべきとするのが大原則である。なお、ここで「価値がある」とは、概念的には、社会で（つまり多くの人々により）価値が認められているかどうかという基準で判断されるべきであり、具体的には、市場で自由に取引（換金）することができるのであれば価値があるといえよう。その意味で、ビットコインは、「取引所（交換所）」が開設されており容易に売買することができるので価値があるということになる。

ちなみに、上述の原則論とは別に、実際の税務行政執行の可能性についても若干、触れておくこととしたい。実際の執行において危惧されるのは、評価と捕捉の点ではないかと思われる。たとえば、外国の大手取引所<sup>92)</sup>（日本円の扱いなし）で外国通貨に換算することとした際にはそれをさらに円貨に換算することとなる。参加者の少ない取引所の場合、時価といえるかあやしい場合もあるだろう。また、仮想通貨のもつ匿名性から、採掘時点での捕捉は困難が予想される。そこで、現時点でのかような実情を考慮に入れると、寧ろ、暫定的に、譲渡時の所得認識を制度化<sup>93)</sup>することも検討に値するであろう。結果として、採掘時の所得認識が交換（換金）時まで繰延べられることとなるが、交換（換金）時には、採掘時の評価の問題は解消され、客観的な取引として課税に適した状態になる。さらに、取引所でのモニタリング体制を整備することにより<sup>94)</sup>、効率的な課税が実現されるかもし

---

とも、管理支配基準の適用は、租税法律主義を不安定にするおそれがあり、みだりな適用範囲の拡大は許されない。また、納税者の予測可能性に資するため通達等での周知が望ましいと考える。

92) 日本国内にも複数の取引所はあるものの、より多くの注文が集中する市場参加者の多い市場で取引をした方が、スプレッド（値幅）が狭いため有利である。

93) 理論の上では（現状、仮想通貨への適用としては現実的ではないかもしれないが）、採掘による所得（事業所得または雑所得）と、採掘後の投資目的で保有されたことから得られた所得（譲渡所得）は、区別して扱われるべきとも考えられる。このような課税の仕方を二重利得法という（金子・前掲註(67)236頁）。

94) ビットコインの匿名性は、アドレス（公開鍵）からその保有者を容易に特定することができない点

れない。

ところで、米国議会調査局は、仮想通貨について、タックス・ヘイブン (tax haven) の性質があるとして警鐘を鳴らしている<sup>95)</sup>。すなわち、「所得が課税庁に申告されず、また利用者にはある程度の匿名性があたえられている」<sup>96)</sup>点で、伝統的なタックス・ヘイブンの性質があるという。さらに、仮想通貨が「金融機関を介在させずに取引できる」<sup>97)</sup>ことは、租税行政執行にあたり、タックス・ヘイブン以上に脅威であるともいえ、各国間の協力がこれまで以上に必要とされるようになるだろう<sup>98)</sup>。

#### 5. 4 仮想通貨の決済手段としての利用

最後に、個人が仮想通貨を決済手段として利用する場合についても、所得税の課税がなされるべきであろうか。

結論として、同じ仮想通貨について取引所で換金する場合と店舗で決済に使用する場合<sup>99)</sup>、同じ取扱いに揃える（つまり等しく課税する）ことが、公平な税負担を保つ観点から望ましいように思われる<sup>100)</sup>。

ビットコインをはじめとする仮想通貨は、決済目的のみならず、投資目的（投機目的）で保有されている場合が多く、今後もこの傾向は変わらないであろう。そこで、投資目的に合わせた課税を行うことを原則とし、社会政策等の観点からとくに必要がある場合に例外的な取扱いを定めることとすべきように思われる。この点については、おそらく仮想通貨が機能通貨として機能しなくなるのではないかとする懸念が予想されよう。しかし、本稿で考察したように、仮想通貨（ビットコイン）には発行主体が存在せず、供給量の非弾力的な性質から仮想通貨を投資目的（投機目的）で保有し続けるインセンティブがはたらくことは、仮想通貨そのものに内在する性質である<sup>101)</sup>。仮に政策的に非課税の扱いとする

---

にある。そこで、取引所を通じた換金の際の本人確認の徹底等により、アドレスをその保有者に紐づけることが必要となる。

95) CRAIG K. ELWELL ET AL., CONG. RESEARCH SERV., R43339, BITCOIN: QUESTIONS, ANSWERS, AND ANALYSIS OF LEGAL ISSUES 13 (2014).

96) *Id.*

97) *Id.*

98) 金融機関を介在しないで取引がおこなわれるということは、仮想通貨を現実の通貨に換金する出口の場としての取引所（交換所）のモニタリングが重要になるであろう。その際には、情報交換等の各国間の租税行政執行の協力が不可欠である。

99) わが国の所得税法の譲渡所得という「譲渡」は、売買や交換はもとより、競売、公売、取用、現物出資等が含まれる広い概念である。金子・前掲註(67)231頁参照。

100) 一見、現実的ではないと思われるかもしれないが、仮想通貨の取引はすべてデータを用いて行われるため、計算のルールが明確になれば、取引データから機械的に納税申告のための計算を正確に行うことができるようになる。そこで、データの自動連携や計算のためのソフトウェア（アプリ）開発など新規ビジネスが生まれる可能性もある。

101) ここではビットコインに代表される現状の仮想通貨を前提としている。将来的には、この問題を解決した設計の仮想通貨が生まれるかもしれない。

ことを検討するのであれば、無数に存在する投資目的の資産のなかで、仮想通貨だけを特別に扱うことで引き起こされる問題<sup>102)</sup>についても考慮に入れられなければならない。

## 6 結 語

わが国における仮想通貨の税法上の取扱いについては、その詳細は現在のところ明らかではなく、取引を行う者にとって大きなリスクとなっている。租税法律主義の目的である法的安定性及び予測可能性を確保し、また仮想通貨の今後の健全な発展を育むためには、今後、法令解釈通達等の整備が必要である。本稿がそのための一助となれば幸甚である。

---

102) 非課税扱いとすることで、富裕層のあいだで節税商品として好意的に受けとめられ、むしろ投資目的での保有が増えるかもしれない。また、政府がお墨付きを与えたなどと誤解されたならば、仮想通貨バブルが起こるおそれもある。